

第八十一回
帝國議會
貴族院

藥事法案特別委員會議事速記録第一號

付託議案

○藥事法案

○船員保險法中改正法律案

○軍事扶助法中改正法律案

委員氏名

委員長 男爵高木 喜寬君
副委員長 長世 吉君

公爵桂 廣太郎君
伯爵東郷 彪君
伯爵酒井 忠正君
子爵實吉 純郎君
子爵入江 爲常君
男爵高崎 弓彦君
長谷川 勉夫君
男爵加藤 成之君
中川 望君
堀 啓次郎君
松井貞太郎君
岩田 三史君
渡邊 覺造君

昭和十八年一月三十日(土曜日)午前十時
九分開會

○委員長(男爵高木喜寬君) 是ヨリ開會致
シマス、政府ノ御説明ヲ一括シテ御願致シ
マス

○國務大臣(小泉親彦君) 只今議題トナリ
マシタ藥事法案ニ付キ、最初御説明申上ゲ
マス、大東亞戰爭ヲ完遂致シマスル爲ニハ、
國民體力ノ向上、人口ノ増強ヲ圖リ、以テ
國力ノ根基ニ培ヒマスコトガ、喫緊ノ要務
デアリマスルコトハ申ス迄モナイ次第デア
リマシテ、之ガ爲ニハ、國民醫療ノ適正ヲ
期シマスルト共ニ、更ニ是ト密接ノ關係ノ

アリマスル醫藥品ノ供給其ノ他藥事衛生ニ
關シマシテモ、其ノ適正ヲ期スルノ方途ヲ
講ジマスルコトガ、最モ肝要デアルト考ヘ
ル次第デアリマス、政府ニ於キマシテハ、
夙ニ醫藥品ノ生産配給等ニ關シマシテ、各
般ノ施策ヲ講ジ、銳意遺憾ナキヲ期シテ居
ル次第アリマスルガ、竊ニ藥事ニ關シマ
スル諸制度ヲ見マスニ、創始以來既ニ相當
ノ歲月ヲ閱シテ居ルノデアリマシテ、現下
時局ノ要請ニ副ハナイ憾ガ尠クナイノデア
リマス、即チ醫藥品ノ供給確保ニ關スル當
面ノ措置ヲ講ジマスル上ニ於キマシテモ、
十分ノ成果ヲ期スルコトガ困難ナル情況ニ
アルノデアリマスノミナラズ、藥劑師及
藥劑師會ノ保健衛生上ニ於ケル國策即應ノ
活潑ナル活動ヲ促シマスルト共ニ、積極的
ニ醫藥品供給ノ適正ヲ期シマシテ、國民體
力ノ向上ニ寄與スル上ニ更ニ一步ヲ前進セ
シメマスル爲ニハ、今日ノ現狀ハ誠ニ遺憾
ナモノガアルト言ハネバナラスノデゴザイ
マス、仍テ茲ニ藥事制度ニ付キマシテ所要
ノ改善整備ヲ加ヘ藥事法ヲ制定シ、以テ所
期ノ目的達成ニ萬遺憾ナキヲ期セムトスル
次第デアリマス、先ヅ最初ニ、本案ノ骨子
ト致シマスル所ヲ申上ゲマスルト、醫藥品
ノ供給其ノ他藥事衛生ニ關シマシテハ、現
在藥劑師法、藥品營業並藥品取扱規則、賣
藥法等ガ存スルノデアリマスルガ、本案ニ
於キマシテハ、此ノ法律ガ藥事衛生ノ適正
ヲ期シ、以テ國民體力ノ向上ヲ圖ルコトヲ
目的トスルモノナルコトヲ明カニ致シマス
ルト共ニ、一面ニ於キマシテハ、藥事衛生

ニ關スル人的並ニ物的要素ニ關スル制度ヲ
一貫シテ趣意ノ下ニ綜合統一セラレタルモ
ノトスルコトト致シマシタ、更ニ他面ニ於
キマシテハ、從來醫藥品ニ付キマシテハ、
何レノ藥局方ニモ記載セザル藥品又ハ製
劑、即チ所謂新藥、新製劑、賣藥等ノ區別
ガナサレテ居ッタノデアリマスガ、所謂
新藥新製劑ト賣藥ト此ノ二ツノ間ニ劃
然タル區別ヲスルコトハ實際上困難デアリ
マスルノミナラズ、徒ニ取扱ヲ煩瑣ニ致シ
マスルノミデ、現在デハ大シタ意味ガナイ
ト考ヘラレマスルノデ、此ノ際法制上ニ於
ケル新藥新製劑、賣藥等ノ區別ヲ廢シマシ
テ、總テ日本藥局方外醫藥品トシテ之ヲ統一
スルト云フ風ニ致シマシテ、取扱ヲ一元化
スルコトト致シマシテ、是等ニ關スル現行
ノ諸法律ノ内容ヲ統合規定致シマスルト共
ニ、其ノ内容ニ付キマシテモ所要ノ改正ヲ行
ヒ、又新ニ必要ナル事項ヲ規定セムトスル
モノデアリマス、以下法案ノ内容ニ付キマ
シテ概略ノ御説明ヲ申上ゲマス、先ヅ藥劑
師ニ關シマシテハ、其ノ本分ヲ明定致シマ
シテ調劑、醫藥品ノ供給其ノ他藥事衛生ヲ
掌リ、以テ國民體力ノ増強ニ寄與スルト云
フ、時局下極メテ重要ナル國家的任務ヲ負
フモノナルコトヲ明カニ致シマスルト共ニ、
藥劑師ニ對シ醫藥品ノ取扱ヒ其ノ他藥事衛
生ニ關シ必要ナル事項ヲ修習ヲ爲サシメ得
ルノ途ヲ開キマシテ、以テ益、勵精其ノ職責
ヲ全ウセシメンコトヲ期シ、各其ノ規定ヲ
設クルコトト致シタ次第デアリマス、又藥
劑師會ニ付キマシテハ、藥事衛生ニ關シ今

後一層其ノ積極的且適正ナル活動ヲ期待致
シマスル爲、其ノ國民體力ノ向上ニ關スル
國策ヘノ協力ニ付キマシテノ使命ヲ茲ニ明
カニ致シマスルト共ニ、會員範圍其ノ他ニ
付キ必要ナル改正ヲ行フコトト致シタノデ
アリマス、次ニ藥局ニ關シマシテハ、其ノ保
健衛生上ニ於ケル使命ニ鑑ミマシテ設備、管
理、分布等ヲ適正ナラシムルノ方途ヲ講ズル
ノ肝要ナルヲ認メマシテ其ノ開設ヲ藥劑師
以外ノ者ニモ認メルコトト致シマシタ、且
現在ノ届出制ヲ改メマシテ許可制トシ、又調
劑報酬ニ付キマシテハ其ノ適正ヲ圖リマス
爲、必要ナル方策ヲ講ジ得ベキ規定ヲ設ケ
ルコトト致シタノデアリマス、次ニ醫藥品ニ
關シマシテハ、其ノ國民保健上ニ於ケル極
メテ重要ナル物資ナルニ鑑ミマシテ、其ノ
供給ノ適正ヲ圖リマスル爲概ネ次ノヤウナ
改正ヲ加ヘマシタ、即チ醫藥品ノ製造ニ付
キマシテハ、從來製藥者免許、賣藥免許、新
藥新製劑ノ届出等極メテ複雑ニナッテ居ル
ノデアリマスルガ、之ヲ醫藥品ノ製造業ニ
付キ原則トシテ許可ヲ受ケシムルコトトシ、
製造ノ品目、製造ノ設備、生産計畫トノ照
應等ニ付キマシテ檢討ヲ加ヘ、其ノ適正ヲ
期スルコトト致シマスルト共ニ、現在ノ複
雜ナル各種ノ免許許可等ヲ統一單純化スル
コトト致シ、又醫藥品ノ性状品質ヲ適正ナ
ラシムル爲、醫藥品製造業ニ付テハ、原則
トシテ藥劑師ヲ置クベキコトト致シマシタ、
尙輸入販賣業及移入販賣業ニ付キマシテハ、
一般醫藥品ノ販賣業ト異ナル所ガアリマス
ノデ、製造業ニ準ジ措置スルコトト致シマ

シタ、又醫藥品ノ販賣ニ付キマシテハ、從來藥種商ノ免許、賣藥請負營業ノ許可等極メテ錯雜シタ制度トナツテ居ルノデアリマシガ、販賣者ノ資質、店舗ノ分布等ノ關係ヲ考慮致シマスルト共ニ、是等ノ手續ヲ簡明化スルノ必要ヲ認メマシテ、醫藥品販賣業ニ付キ原則トシテ許可ヲ受ケシムルコトト致シマシタ、尙醫藥品ノ中ニハ、其ノ取扱ニ付キ特殊ノ知識ヲ必要トスルモノモ少クナイノデアリマスノデ、藥劑師又ハ藥劑師ヲ使用スル者以外ノ醫藥品販賣業者ニ付キマシテハ、取扱品目ノ制限ヲ爲スコトト致シタノデアリマス、更ニ醫藥品ノ成分等ヲ公示セシメマスコトハ、其ノ選擇及使用ノ適正、配給ノ圓滑ヲ期スル上ニ於キマシテ、又品質確保ノ上ニ於キマシテモ必要ト認メラレマスルノデ、之ニ關スル規定ヲ設ケルコトト致シマシタ、又醫藥品ノ廣告ニ付キマシテハ、相當ニ改善ヲ加ヘル必要ガ認メラレマスルノデ、從來ノ賣藥ニ該當スルモノノミナラズ、其ノ他ノモノニ付キマシテモ均シク之ガ制限ノ方途ヲ講ジ、且其ノ内容ヲ適正ナラシムルヤウ、之ニ關スル規定ヲ設ケルコトト致シマシタ、其ノ他保健衛生上特ニ必要ト認メマス醫藥品ニ付キマシテ、價格ノ公正及性状品質ノ適正ト云フコトヲ圖リマスル爲必要ナル措置ヲ講ジ得ルコトトシ、又保健衛生上特ニ必要アリト認メラル、場合ニハ、製造業者販賣業者等ニ對シマシテ、其ノ業務ニ關シ必要ナル指示ヲ爲シ得ルノ途ヲ開クコトト致シマシタ、最後ニ既存ノ藥局開設者並ニ醫藥品ノ製造業者、輸入販賣業者、移入販賣業者及販賣業者ニ付キマシテハ、其ノ業務ヲ繼續スルヲ得セシムルコトト致シタ次第デゴ

ザイマス、次ニ船員保險法中改正法律案ニ付キマシテ御説明申上ゲマス、改正ノ第一點ハ、現在船員ノ乗船中ノ傷病ニ關シマシテハ、原則トシテ船員法ニ依ル船船所有者ノ三月間ノ扶助、又ハ手當ノ終ツタ後船員保險ニ於テ六月間療養ノ給付及傷病手當金ヲ支給スルコトニナツテ居ルノデアリマス、然ルニ時局下船員ノ傷病ハ激増ノ傾向ガアリ、從ツテ船船所有者ノ負擔モ容易デナイノデアリマス爲ニ、船員ハ往々其ノ保護ニ浴シ得ナイ場合モ起リ易イノデアリマス、更ニ現在船員保險ニ於テ給付ヲ開始スルニ付キマシテモ、必然的ニ船船所有者ノ扶助、手當ノ義務ノ有無、又ハ其ノ終了シタルカ否カラ調査スルコトヲ要シマシテ、保護ノ迅速ヲ缺ク憾ナシトシナイノデアリマス、仍テ今回船船所有者ノ船員法ニ基ク扶助、手當ノ義務ヲ船員保險ニ取入レマシテ保險給付トシテ之ヲ爲シ、船員ノ保護ヲ一元化致シマシテ、船員ノ傷病ニ對スル保護ヲ充實確保スルト共ニ、其ノ簡便迅速ヲ期セムトスルノデアリマス、而シテ船船所有者ノ扶助又ハ手當ノ支給期間、即チ三月ヲ保險ニ取入レマス結果、保險給付期間ハ從來ノ六月ヲ九月ト改ムルコトト相成ルノデアリマス、是ハ船船所有者ノ船員法ニ依ル扶助義務ヲ取入レナガラ給付期間ヲ從來通り健康保險ト同様ノ六月間ト致スコトハ、却テ船員ノ保護ヲ薄クスル結果トナルノミナラズ、船員ノ傷病ノ長期性ニ鑑ミマシテモ、保險給付期間ヲ九月トスルコトガ適當デアルト考ヘラル、カラデアリマス、御參考迄ニ財源ノ點ヲ申上ゲマスルト、今回ノ改正ハ船船所有者ノ從來カラ存スル扶助義務ヲ取入レマスルノデ

ゴザイマスカラ、其ノ費用ノ全部ヲ船船所有者ノ負擔トシ、保險料トシテ徴收スルノデアリマシテ、大體船員ノ報酬月額百圓ニ付二圓程度ノ増徴トナル見込デアリマス、改正ノ第二點ハ、戰時危險區域ヲ航行スル船船ニ乗組ム船員ハ、實ニ今日其ノ勞苦甚大デアリ、心身ノ疲勞亦甚シキモノガアリマスルノデ、是等ニ對スル養老年金、廢疾年金、廢疾手當金及死亡手當金ノ支給條件ヲ附サウトスルノデアリマス、即チ現在養老年金ニ付テハ十五年以上、廢疾年金、廢疾手當金及死亡手當金ニ付テハ三年以上被保險者デナケレバナラナイトイフ條件ガ付イテ居ルノデアリマスルガ、今回ノ改正ノ結果、加算ニ依リマシテ是等ノ期間ガ短縮セラル、コトトナリ、從來ヨリモ早ク本制度ニ依ル保護ヲ受ケラル、コトニナルノデアリマス、此ノ外養老年金及廢疾年金ニアリマシテハ、被保險者タル期間十五年以上一年ヲ増シマス毎ニ、年金額ニ一定率ノ加給ヲ爲スコトニナツテ居リマスルカラ、今回ノ改正ノ結果、從來ニ較ベマシテ、支給額モ増加スルコトトナリ、保護ヲ厚クスルコトニモナル譯デゴザイマス、條文中ニ「勅令ヲ以テ指定スル區域」トアリマスルノハ、現下ノ海運ノ情勢上可及的廣ク認メタイト老ヘテ居リマス、併シ其ノ區域内ヲ航行スル船船ニアリマシテモ、比較的安安全ト認メラレマスル航路ヲ取ル船船ニ付キマシテハ、事實上加算ノ必要ガナイ譯デアリマスルカラ、是等ノ船船ハ特ニ指定ヲシテ、加算ヲ認メナイコトニ致シタイト思ツテ居リマス、次ニ加算ノ率ニ付キマシテハ、今ノ所被保險者期間、即チ

乗船期間ノ三分ノ一ニ相當スル期間ヲ加ヘタイト存ジマス、是ハ船員ノ現在ノ活動狀況ヨリ致シマスレバ、必ズシモ十分トハ考ヘテ居ラナイノデアリマスルガ、國家財政等ノ關係モアリマスルノデ、先ヅ此ノ程度ト考ヘテ居ル次第デアリマス、尙此ノ加算ニ依リ増加スベキ保險給付ノ費用ハ、全額國庫ニ於テ負擔スルコトト致シテ居リマス、次ニ加算ヲ認ムベキ期間ハ、一昨年十二月八日大東亞戰爭勃發ノ時ヨリト致ス考デアリマス、改正ノ第三點ハ、結核ニ對スル保護ヲ厚クシタ點デアリマス、即チ現在ハ保險給付開始前一年内ニ六月以上繼續シテ被保險者デアッタ場合ニ限り、結核性疾患ニ付テハ特ニ一年間繼續シテ療養ノ給付及傷病手當金ノ支給ヲ爲スコトニナツテ居ルノデアリマスルガ、六月以上モ繼續シテ被保險者デアルト云フコトヲ資格條件ト致シマスルコトハ、現下ノ船員ノ勤務狀況カラ見マシテモ實情ニ添ハナイ憾ガアリマス、又船員ノ結核性疾患ノ増加乃至ハ我が國結核撲滅對策等カラ考ヘマシテモ、穩當デナイト存ジマスルノデ、此ノ條件ヲ緩和致シマシテ、大體一年間ニ三月間被保險者デアレバ宜シイト云フヤウニ、其ノ受給條件ヲ緩和シタイト考ヘテ居リマス、改正ノ第四點ハ、福祉施設ニ關スル規定ヲ設ケマシテ、是ガ充實ノ方策ヲ講ジ、船員ノ健康及福祉ノ保持増進ヲ圖リマスルト共ニ、昨年改正セラレマシタ健康保險ニ應ジテ必要ナル規定ノ改正増補ヲ爲シ、以テ船員保險、延イテ社會保險全般ノ圓滑ナル運営ニ資セムトスルノデアリマス、之ヲ要シマスルニ帝國船員ハ、御承知ノ通り戰時下幾多ノ危險ニ暴サレマシテ晝夜ヲ別タズ劇務ニ服シ、挺身海上輸

送ノ任ニ當リツ、アルノデアリマシテ、其ノ勞苦極メテ大ナルモノガアリマス、仍テ船員保護施設ノ一翼ヲ擔ヘル船員保險法中ニ改正ヲ加ヘ、時局ニ即應シ、船員ノ保護ノ充實強化ヲ圖ルコトヲ致シテ次第デアリマス、最後ニ軍事扶助法中改正法律案ニ付キマシテ、提案ノ理由並ニ其ノ要旨ヲ御説明申上ゲマス、本法ハ兵役ノ義務ニ服スル者ヲシテ後顧ノ憂ナク、安シジテ其ノ責務ヲ全カラシムルト云フ趣旨ヲ以テ大正六年ニ制定セラレ、翌大正七年一月ヨリ施行セラレマシタ軍事救護法ガ、其ノ後昭和六年ニ至リ一部改正セラレ、更ニ昭和十二年ニ至リマシテ、其ノ名稱ヲ軍事扶助法ト改メラルルト共ニ、其ノ適用範圍ヲ擴張其ノ他ニ付改正ヲ加ヘラレマシテ、同年七月ヨリ施行セラレ今日ニ至ツタモノデアリマス、而シテ時恰モ支那事變ノ勃發ニ會ヒ、爾來今日ニ至ル迄本法ノ趣旨ハ相當徹底ヲ見、從ツテ又相當ノ實績ヲ收メテ參ツタノデアリマス、併シナガラ現下ノ實情ニ鑑ミマスレバ、尙不十分ナ點ガ認メラル、次第デアリマス、從ヒマシテ今回其ノ適用範圍ヲ擴張致シマシテ、大東亞戰爭下、愈々軍人援護ノ徹底ヲ期シタイト存ジ、茲ニ本改正法律案ヲ提出スルニ至ツタ次第デアリマス、今回改正シタイト存ジマス事項ハ、三項目デアリマス、第一ハ傷病兵ノ範圍ヲ擴張スルコトデアリマス、現行法ニ於ケル「傷病兵」、此ノ範圍ハ「戰鬪若ハ公務ノ爲又ハ故意若ハ重大ナル過失ニ因ルニ非ズシテ現役中若ハ應召中ニ傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ之ガ爲一種以上ノ兵役ヲ免ゼラレタル者」ニ限ラレテ居ルノデアリマスルガ、近時兵員充足ノ要ガ著シク増大スルニ伴ヒマシテ、兵役法施行令及

陸軍身體檢査規則ノ改正ヲ見ルニ至リマシテ、徵兵ノ場合ニ於キマシテハ、身體上輕度ノ障礙ヲ有スル者ト雖モ之ヲ合格セシムルコトト相成リマシテ、之ト對應シ、從來一種以上ノ兵役ヲ免ゼラレタル程度ノ障礙ヲ有スルニ至ツタ者ト雖モ直チニ一種以上ノ兵役ヲ免ゼラル、ニ至ラズ、現役滿期トシテ退營シ、又ハ其ノ役種ノ儘召集解除トナル者ガ相當ノ數ニ上ル狀況デアリマシテ、是ガ從前ナラバ扶助セラルベキ者ガ、扶助ニ洩レルコトトナツテ參リマシタノデ、之ヲ救ヒマスル爲ニ、一種以上ノ兵役ヲ免ゼラレザルモ、退營シ又ハ召集解除トナツタ者デ恩給法上ノ目症程度以上ノ傷病ヲ有スル者モ、傷病兵トシテ本人及其ノ家族、遺族ヲ扶助スルコトニ致サウトスルノデゴザイマス、第二ハ、現役下士官ノ家族ヲモ扶助ノ範圍ニ加ヘルコトデアリマス、現行法ニ於ケル「下士官ノ家族」ノ範圍ハ、「現役兵及應召下士官兵ノ家族」ト云フコトニ限定セラレテ居リマシテ、現役下士官ノ家族ハ之ヲ包含セザルコトト致シテ居ルノデアリマス、併シナガラ支那事變勃發以來、下士官要員増大ノ爲ニ、志願ニ依ラザル現役下士官ノ數ガ増加シテ參リマシテ、又志願ニ依ル下士官ト雖モ、其ノ志願ハ職トシテ下士官タラムトスルニ在ルヨリハ、寧ロ兵役義務履行ノ意思ニ依ルモノト認ムベキ點ガ多イノデアリマシテ、尙下士官ノ俸給ハ其ノ營内居住ヲ原則トシテ定メラレテ居ルコトヨリ致シマシテ、家族ト共ニ其ノ生活ヲ保障スルノ趣旨デハナイノデアリマシテ、是等ノ現役下士官ノ家族ニシテ生活困難ナル者ガアリマシタナラバ、之ニ對シ扶助スルコトハ妥當ノ措置ト認メラレマス、從ツテ現役下

士官ノ家族ヲモ扶助ノ範圍ニ加ヘルコトニ致サウトスルノデアリマス、第三ハ、下士官兵ノ家族ニ對スル扶助ハ、必要ナル場合ニ於テハ退營又ハ召集解除後仍三月以内之ヲ繼續シ得ルモノト致スコトデアリマス、現行法ニ於キマシテハ、下士官兵ノ家族ニ對スル扶助ハ、必要アル場合ハ退營又ハ召集解除後「二十日以内」之ヲ繼續シ得ルコトト相成ツテ居リノデアリマスルガ、近時ノ經濟狀況ニ鑑ミ又作戰區域ノ廣大、服役期間ノ長期化等ニ伴ヒ、退營シ又ハ召集解除トナリマシタ者ガ、歸郷後直チニ十分ナル生業能力ヲ發揮スルト云フコトトハ極メテ困難デアリマシテ、就中今日頗々増加スル潜伏性疾患ノ患者、例ヘバ結核患者「マラリヤ」患者等ノ如キハ、假令疾病治癒ノ後退營シ又ハ召集解除トナリマシテモ、直チニ生業ニ復歸スルコトハ困難デアリマスシ、且又疾病再發ノ虞モ極メテ多イ現狀ニ鑑ミマシテ、是等ハ相當期間ノ休養ヲ要スルコトハ申上グル迄モナイコトデアリマス、又退營、召集解除後直チニ生業ニ從事シ得ルモノト致シマシテモ、現地ニ於テ除隊セラレマス者ノ如キハ、其ノ家族ヲ扶養シ得ルニハ相當期間ヲ要スル次第デアリマシテ、是等ノ理由ニ依リマシテ從來ノ二十日以内ノ期間ヲ三月以內ト改ムルコトニ致サウトスルノデアリマス、以上三案ノ要旨ニ付キマシテ申上ゲタ次第デアリマスルガ、何卒御審議ノ上速ニ御協賛アラムコトヲ切望致ス次第デアリマス

○中川望君 法案中ニ勅令又ハ命令ヲ以テ定ムル事項ガ大分アルヤウデアリマス、其ノ勅令又ハ命令事項ノ内容ニ付テノ要點等ニ付テ御書キニナツタモノガアリマスナラバ、之ヲ次ノ機會ニ御廻シ願ヒタイ

○委員長(男爵高木喜寬君) 他ニ御要求ハゴザイマセヌスカ、ナケレバ本日ハ此ノ程度ニ於テ散會致シマス、次會ハ來週火曜日午前十時ニ開會致シマスカラ、左様御承知ヲ願ヒマス

午前十時三十五分散會

出席者左ノ如シ

委員長	男爵高木 喜寬君
副委員長	長 世吉君
委員	公爵桂 廣太郎君
	侯爵東郷 彪君
	伯爵酒井 忠正君
	伯爵實吉 純郎君
	子爵入江 爲常君
	男爵高崎 弓彦君
	長谷川 越夫君
	男爵加藤 成之君
	中川 望君
	堀 啓次郎君
	松井貞太郎君
	岩田 三史君
	渡邊 覺造君
國務大臣	厚生大臣 小泉 親彦君
政府委員	厚生次官 武井 群嗣君
	厚生省衛生局長 灘尾 弘吉君
	厚生省保險局長 平井 章君
軍事保護院副總裁	藤原 孝夫君

軍事保護院援護局長	高辻 武邦君
軍事保護院業務局長	大坪 保雄君
軍事保護院書記官	杉山 俊郎君
厚生書記官	青柳 一郎君
同	木村忠二郎君
同	菊池 武夫君
南洋廳長官	近藤 駿介君